

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号） 1

○ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号） 9

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（特定有害鳥獣駆除）</p> <p>第一条 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第三条の十三第四号の政令で定める有害鳥獣駆除は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項の規定による許可に基づく鳥獣の捕獲又は殺傷以外の有害鳥獣駆除とする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（特定銃砲使用産業）</p> <p>第二条 法第三条の十三第五号の政令で定める産業は、建設業とする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（特定クロスボウ使用産業）</p> <p>第三条 法第三条の十三第六号の政令で定める産業は、林業とする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（産業の用途に供するため必要な銃砲）</p> <p>第四条 法第四条第一項第二号の政令で定める銃砲は、捕鯨砲、もり銃若しくは捕鯨用標識銃、建設用びょう打銃若しくは建設用綱索発射銃又は鉦さい破碎銃とする。</p>	<p>（産業の用途に供するため必要な銃砲）</p> <p>第一条 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第四条第一項第二号の政令で定める銃砲は、鉦さい破碎銃とする。</p>

第五条～第七条 (略)

(指導用空気銃の所持が許可される運動競技会)

第八条 法第四条第一項第五号の二の政令で定める運動競技会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める運動競技会とする。

一 (略)

二 空気拳銃を所持しようとする者 第六条第一項各号のいずれかに掲げる運動競技会

(射撃競技用拳銃、公演用銃砲刀剣類等の所持が許可される者に対する許可の期間)

第九条 (略)

(空気銃の所持が許可される十八歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等)

第十条 法第五条第一項第一号の政令で定める運動競技会は、第六条第一項各号のいずれかに掲げるものとする。

2 (略)

(銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気)

第十一条 法第五条第一項第三号の政令で定める病気は、次に掲げるものとする。

一 (略)

第二条～第四条 (略)

(指導用空気銃の所持が許可される運動競技会)

第五条 法第四条第一項第五号の二の政令で定める運動競技会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運動競技会とする。

一 (略)

二 空気拳銃を所持しようとする者 第三条第一項各号のいずれかに掲げる運動競技会

(射撃競技用拳銃、公演用銃砲刀剣類等の所持が許可される者に対する許可の期間)

第六条 (略)

(空気銃の所持が許可される十八歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等)

第七条 法第五条第一項第一号の政令で定める運動競技会は、第三条第一項各号のいずれかに掲げるものとする。

2 (略)

(銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気)

第八条 法第五条第一項第三号の政令で定める病気は、次に掲げるものとする。

一 (略)

- 二 そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）
- 三・四 （略）

第十二条〜第十八条 （略）

（指導用空気拳銃の所持が許可される射撃競技指導員に係る運動競技会等）

第十九条 法第五条の二第六項の政令で定める運動競技会は、第六条第一項各号のいずれかに掲げるものとする。

2 （略）

第二十条〜第二十六条 （略）

（技能検定）

第二十七条 （略）

2 技能検定は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。

科	目	事	項
猟銃の操作		一・二 （略）	
		三 実包の装填及び拔出しその他実包の取扱い	
		四 （略）	
（略）			

3・4 （略）

- 二 そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
- 三・四 （略）

第九条〜第十五条 （略）

（指導用空気拳銃の所持が許可される射撃競技指導員に係る運動競技会等）

第十六条 法第五条の二第六項の政令で定める運動競技会は、第三条第一項各号のいずれかに掲げるものとする。

2 （略）

第十六条の二〜第十九条の四 （略）

（技能検定）

第二十条 （略）

2 技能検定は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。

科	目	事	項
猟銃の操作		一・二 （略）	
		三 実包の装てん及び拔出しその他実包の取扱い	
		四 （略）	
（略）			

3・4 （略）

(技能講習)

第二十八条 (略)

2 技能講習は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。

科	目	事	項
猟銃の操作	(略)	一・二 (略)	三 実包の装填及び拔出しその他実包の取扱 四 (略)
		三 実包の装填及び拔出しその他実包の取扱	

3 (略)

第二十九条～第三十一条 (略)

(銃砲等、刀剣類、拳銃部品又は準空気銃の売却)

第三十二条 法第八条第九項（法第八条の二第四項、第九条の八第五項、第九条の十二第四項、第十一条第十二項、第十一条の二第六項、第二十四条の二第八項及び第二十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による銃砲等、刀剣類、拳銃部品（法第三条の二第一項の拳銃部品をいう。第三十九条において同じ。）又は準空気銃（法第二十一条の三第一項の準空気銃をいう。第四十四条において同じ。）の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に要する経費が入札の価格を超えると認められる場合その他競争入札に付することが不適当であると認められる場合は、随意契約により売却することができる。

(技能講習)

第二十一条 (略)

2 技能講習は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。

科	目	事	項
猟銃の操作	(略)	一・二 (略)	三 実包の装てん及び拔出しその他実包の取扱 四 (略)
		三 実包の装てん及び拔出しその他実包の取扱	

3 (略)

第二十二条～第二十四条 (略)

(銃砲等、刀剣類、拳銃部品又は準空気銃の売却)

第二十五条 法第八条第九項（法第八条の二第四項、第九条の八第五項、第九条の十二第四項、第十一条第十二項、第十一条の二第六項、第二十四条の二第八項及び第二十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による銃砲等、刀剣類、拳銃部品（法第三条の二第一項の拳銃部品をいう。第三十三条において同じ。）又は準空気銃（法第二十一条の三第一項の準空気銃をいう。第三十八条において同じ。）の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に要する経費が入札の価格を超えると認められる場合その他競争入札に付することが不適当であると認められる場合は、随意契約により売却することができる。

(射撃教習)

第三十三条 法第九条の五第一項に規定する射撃教習（以下この条において「射撃教習」という。）は、第二十七条第二項の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。

2～5 (略)

(教習用備付け銃又は練習用備付け銃の構造又は機能の基準)

第三十四条 (略)

(年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等)

第三十五条 法第九条の十三第一項の政令で定める運動競技会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める運動競技会とする。

一 (略)

二 空気銃を所持しようとする者 第六条第一項各号のいずれかに掲げる運動競技会

2 (略)

第三十六条～第三十八条 (略)

(削る)

(射撃教習)

第二十六条 法第九条の五第一項に規定する射撃教習（以下この条において「射撃教習」という。）は、第二十条第二項の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。

2～5 (略)

(教習用備付け銃又は練習用備付け銃の構造又は機能の基準)

第二十七条 (略)

(年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等)

第二十八条 法第九条の十三第一項の政令で定める運動競技会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運動競技会とする。

一 (略)

二 空気銃を所持しようとする者 第三条第一項各号のいずれかに掲げる運動競技会

2 (略)

第二十九条～第三十一条 (略)

(政令で定める有害鳥獣駆除)

第三十二条 法第十条第二項第一号の政令で定める有害鳥獣駆除は

(保管の委託を要しない場合等)

第三十九条 法第十条の五第一項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一・二 (略)

2 法第十条の五第一項の政令で定める者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一・二 (略)

(所持を制限される消音器等)

第四十条 法第十条の七の政令で定める消音器、弾倉又は替え銃身は、それぞれ次に掲げるものとする。

一 (略)

二 弾倉にあつては、着脱弾倉で、第十二条第二項第二号の内閣府令で定める数以上の実包又は金属性弾丸を充填することができるもの

三 替え銃身にあつては、猟銃に取り付けて使用することができるもので、次のいずれかに該当するもの

イ 口径が第十二条第二項第三号の内閣府令で定める長さを超えるもの

ロ 銃身長が第十二条第二項第四号の内閣府令で定める長さ以下

、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第九条第一項の規定による許可に係る鳥獣の管理の目的とする鳥獣の捕獲等以外のものとする。

(保管の委託を要しない場合等)

第三十三条 法第十条の五第一項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合とする。

一・二 (略)

2 法第十条の五第一項の政令で定める者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一・二 (略)

(所持を制限される消音器等)

第三十四条 法第十条の七の政令で定める消音器、弾倉又は替え銃身は、それぞれ次に掲げるものとする。

一 (略)

二 弾倉にあつては、着脱弾倉で、第九条第二項第二号の内閣府令で定める数以上の実包又は金属性弾丸を充てんすることができるもの

三 替え銃身にあつては、猟銃に取り付けて使用することができるもので、次のいずれかに該当するもの

イ 口径が第九条第二項第三号の内閣府令で定める長さを超えるもの

ロ 銃身長が第九条第二項第四号の内閣府令で定める長さ以下

下のもの

第四十一条・第四十二条 (略)

(刃体の長さが六センチメートルを超える刃物で携帯が禁止されないもの)

第四十三条 法第二十二條ただし書の政令で定める種類又は形状の刃物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 折畳み式のナイフであつて、刃体の幅が一・五センチメートルを、刃体の厚みが〇・二五センチメートルをそれぞれ超えず、かつ、開刃した刃体をさやに固定させる装置を有しないもの
- 三 法第二十二條の内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが八センチメートル以下の果物ナイフであつて、刃体の厚みが〇・一五センチメートルを超えず、かつ、刃体の先端部が丸みを帯びているもの
- 四 法第二十二條の内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが七センチメートル以下の切出しであつて、刃体の幅が二センチメートルを、刃体の厚みが〇・二センチメートルをそれぞれ超えないもの

第四十四条～第四十六条 (略)

(特定銃砲使用産業の用途に供する銃砲)

のもの

第三十五条・第三十六条 (略)

(刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物で携帯が禁止されないもの)

第三十七条 法第二十二條ただし書の政令で定める種類又は形状の刃物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 折りたたみ式のナイフであつて、刃体の幅が一・五センチメートルを、刃体の厚みが〇・二五センチメートルをそれぞれ超えず、かつ、開刃した刃体をさやに固定させる装置を有しないもの
- 三 法第二十二條の内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが八センチメートル以下のくだものナイフであつて、刃体の厚みが〇・一五センチメートルをこえず、かつ、刃体の先端部が丸みを帯びているもの
- 四 法第二十二條の内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが七センチメートル以下の切出しであつて、刃体の幅が二センチメートルを、刃体の厚みが〇・二センチメートルをそれぞれこえないもの

第三十八条～第四十条 (略)

第四十七条 法第三十一条の十一第一項第三号ロの政令で定める銃
砲は、建設用びよう打銃又は建設用綱索発射銃とする。

(新設)

○ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第二（第三条関係）</p> <p>一〇十四（略）</p> <p>十五 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の六から第三十一条の九まで及び第三十一条の十一（<u>第一項第三号を除く。</u>）から第三十一条の十三までの規定に限る。）</p> <p>十六〇三十六（略）</p>	<p>別表第二（第三条関係）</p> <p>一〇十四（略）</p> <p>十五 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の六から第三十一条の九まで及び第三十一条の十一から第三十一条の十三までの規定に限る。）</p> <p>十六〇三十六（略）</p>